

## 高額医療費貸付をお申し込みの方へ

被保険者または被扶養者が自己負担で支払う医療費が高額になる（請求を受けた）場合、その支払いに充てるための資金の貸付を受けられます。

### ■ 貸付金額

高額療養費の80%（1,000円未満の端数切捨て）

高額療養費とは健康保険対象の医療費の自己負担額から高額療養費下限額を差し引いた額  
《高額療養費下限額計算式一覧》

区分ア	通常	¥252,600+「(医療費総額-¥842,000)×1%」
標準報酬月額83万以上	多数	¥140,100
区分イ	通常	¥167,400+「(医療費総額-¥558,000)×1%」
標準報酬月額53万以上	多数	¥93,000
区分ウ	通常	¥80,100+「(医療費総額-¥267,000)×1%」
標準報酬月額28万以上	多数	¥44,400
区分エ	通常	¥57,600
標準報酬月額26万以下	多数	¥44,400

※多数とは過去12ヶ月以内で4回目以降の高額療養費から多数に該当する

### ■ 利息 無利息

### ■ 返済 健保から支給される高額療養費で返済

貸付金の返済は3ヶ月後に健保から支給される高額療養費支給額と貸付額を相殺することで返済となります。相殺後、貸付金額を除いた2割分が支給されます。

### ■ 貸付申込手続きの流れ

- 1) 「高額医療費資金貸付金申込書」に記入の上、医療機関（病院等）の発行した保健点数が明記された医療費請求書（写）または領収書（写）を添付し、健保へ提出します。
- 2) 健保から「高額医療費貸付可否決定通知書」を受取ります。
- 3) 健保からの貸付金の入金を確認したら、「高額医療費資金借用書」に記入し、健保へ提出します。
- 4) 診療月の3ヶ月後に医療機関からのレセプトにより健保で高額療養費の計算がされます。貸付金との残額（20%分）が支給されます。

### ■ 高額療養費の貸付金申込書の記入について

「高額医療費資金貸付金申込書」に、医療機関（病院等）の発行した保険点数が明記された医療費請求書または領収書を確認の上、記入してください。

（事前に貸付金額を確認したい場合は、その旨ご連絡ください。仮計算してお知らせします。）

※ 貸付金の申込は月単位ですので、継続する場合でも毎月提出が必要となります。

【問合せ先】花王健康保険組合 ☎03-3660-7681